

# 軽度者に対する福祉用具貸与を要する理由書

(老企第 36 号第 2 の 9 (2) ①算定の可否の判断基準ウによる場合)

ふりがな		届 出 日	年 月 日
被 保 険 者 名		被 保 険 者 番 号	
生 年 月 日	明・大・昭和 年 月 日	性 別	男 ・ 女
要介護度状態	要支援 1 ・ 2 要介護 1 ・ 2 ・ 3 (※要介護 2、3は自動排泄処理装置の場合)		
<b>利用したい福祉用具</b>	<b>利用者の状態は、「第 95 号告示第 25 号のイ」のどれに該当しますか。</b>	<b>「老企 36 号第 2 の 9 (2) ①算定の可否の判断基準ウ」に該当する項目</b>	
<input type="checkbox"/> 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 <input type="checkbox"/> 日常的に歩行が困難な者 <input type="checkbox"/> 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	<input type="checkbox"/> 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第 95 号告示第 25 号のイに該当する者  <input type="checkbox"/> 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 95 号告示第 25 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者  <input type="checkbox"/> 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第 95 号告示第 25 号のイに該当すると判断できる者  <b>※原因となる疾病等 (必ず記載)</b>	
<input type="checkbox"/> 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 <input type="checkbox"/> 日常的に起きあがり困難な者 <input type="checkbox"/> 日常的に寝返りが困難な者		
<input type="checkbox"/> 床ずれ防止用具及び体位変換器	<input type="checkbox"/> 日常的に寝返りが困難な者		
<input type="checkbox"/> 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 <input type="checkbox"/> 意思の伝達、介護者への反応、記憶又は理解に支障がある者 <input type="checkbox"/> 移動において全介助を必要としない者		
<input type="checkbox"/> 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 <input type="checkbox"/> 日常的に立ち上がりが困難な者 <input type="checkbox"/> 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 <input type="checkbox"/> 生活環境において段差の解消が必要と認められる者		
<input type="checkbox"/> 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 <input type="checkbox"/> 排便が全介助を必要とする者 <input type="checkbox"/> 移乗が全介助を必要とする者		
福祉用具貸与を必要とする理由			
居宅介護支援事業所	〒	病院名	
ケアマネジャー氏名	⑩	医師名	
必要添付書類	主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前が記載されたケアプラン		

**【保険者記入欄】**

課長	副課長	係長	係	起 案	年 月 日
				決 裁	年 月 日

上記のとおり、軽度者に対する介護保険福祉用具貸与を必要とする理由書の届出がありました。つきましては、当該サービスの利用を認めてよいかお伺いします。



(厚生労働大臣が定める者等平成24年3月13日厚生省告示第95号 第25号、79号)

第二十五号

イ次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者

- (1)車いす及び車いす付属品次のいずれかに該当する者
  - (一)日常的に歩行が困難な者
  - (二)日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者
- (2)特殊寝台及び特殊寝台付属品次のいずれかに該当する者
  - (一)日常的に起きあがり困難な者
  - (二)日常的に寝返りが困難な者
- (3)床ずれ防止用具及び体位変換器日常的に寝返りが困難な者
- (4)認知症老人徘徊感知機器次のいずれにも該当する者
  - (一)意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者
  - (二)移動において全介助を必要としない者
- (5)移動用リフト（つり具の部分を除く。）次のいずれかに該当する者
  - (一)日常的に立ち上がりが困難な者
  - (二)移乗において一部介助又は全介助を必要とする者
  - (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者
- (6)自動排泄処理装置次のいずれにも該当する者
  - (一)排便において全介助を必要とする者
  - (二)移乗において全介助を必要とする者

第七十九号指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注4の厚生労働大臣が定める者第二十五号に規定する者

(平成12年3月1日老企第36号 厚労省老人保険福祉局企画課長通知 第2の9(2))

ウ また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に95号告示第二十五号のイに該当する者

(例パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに95号告示第二十五号のイに該当することが確実に見込まれる者

(例がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から95号告示第二十五号のイに該当すると判断できる者

(例ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態はあくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もありうる。